

令和5年度第1回 千葉県情報公開推進会議 会議次第

日 時：令和6年3月15日（金）
午後1時30分から
場 所：千葉県庁中庁舎1階
総務部審査情報課委員会室

第1部（公開・傍聴可）

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長の選任
- (2) 会長職務代理者の選任
- (3) 千葉県情報公開推進会議の活動実績等について（報告）
- (4) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

（10～15分程度の休憩）

第2部（非公開）

1 議 題

- (1) 苦情処理結果の検討について
- (2) その他

2 閉 会

千葉県情報公開推進会議委員名簿

(任期：令和5年7月7日から令和7年7月6日まで)

委員の区分	委 員	
	氏 名	役 職 名
学 識 経 験 者	おがのしょういち 小賀野 晶一	千葉大学名誉教授
	すえよしとわ 末吉 永久	弁護士
	たなかだいすけ 田中 大介	弁護士
住 民 の 代 表 者	おぐらひさこ 小倉 久子	環境パートナーシップちば 理事
	すずきこういち 鈴木 公一	千葉県PTA連絡協議会 副会長
	ばばさきまさこ 馬場崎 雅子	中核地域生活支援センター 夷隅ひなた所長
	やまぐちゆきひろ 山口 幸宏	千葉県商工会連合会 専務理事

(敬称略)

令和5年度第1回 千葉県情報公開推進会議
会議資料

令和6年3月15日

千葉県情報公開推進会議の活動実績等について

○ 千葉県情報公開推進会議の活動実績等について

1 令和4年度の活動実績

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等から申出のあった苦情の調査結果の検討などを行っている。

(1) 会議（公開）の開催状況

ア 令和4年度第1回会議（令和4年12月9日）

(ア) 千葉県情報公開推進会議の令和3年度の活動実績及び開示請求の状況について説明があった。

(イ) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について説明があった。質疑及び意見は特になかった。

イ 令和4年度第2回会議（令和4年12月23日）

千葉県情報公開条例の改正（案）について説明があり、推進会議として（案）を了承した。

(2) 会議（非公開）の開催状況

ア 令和4年度の苦情の調査結果の検討状況について

令和4年12月9日の第1回会議の第2部で審議を行った。

令和4年度は、15件（申出実人数3名）の苦情申出があった。

令和3年度に提出された苦情1件及び令和4年度に提出された苦情13件の計14件（申出実人数2名）について審議し、実施機関に是正を求めた事案は2件（令和4年度苦情事案1及び11）であった。

イ 令和3年度及び令和4年度に提出された苦情の検討結果について

苦情処理の検討の結果、実施機関に対し改善の必要が認められる以下の2件について、是正等に関する意見を通知した。

- ・令和4年度苦情事案 1 : 様式によらないが、形式上は不備のない開示請求について、開示決定等の期限内に決定しなかった。
- ・令和4年度苦情事案 11 : 開示請求から13日後に決定したことを備考欄に記載した開示決定通知書を、開示請求から20日後の日付で施行した。

【参考】苦情処理状況（件）

年度 処理結果	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4
	実施機関に 是正を求めた 事案	5	7	6	5	0	2	1	4	7	18	13	0	2
実施機関の 対応に不適切 な点がなかつた 事案	4	9	16	10	15	4	19	5	3	4	5	7	5	7
行政不服審査法 など他制度に より処理される べき事案	0	0	3	3	2	0	0	5	1	5	3	1	0	4
取下げの事案	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理中の事案	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
年度別 苦情件数	9	16	25	19	17	6	20	14	11	27	21	8	7	15
(申出実人数) 名	(6)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(2)	(3)	(3)	(2)	(1)	(2)	(2)	(3)

2 開示請求等の状況

(1) 開示請求の状況

年 度	2	3	4
請求件数	1,197	1,377	1,564
決定件数	12,280	11,344	11,990

※請求件数とは、提出された行政文書開示請求書等の件数である。

※決定件数とは、行政文書開示請求等に対して決定された文書の件数である。

※平成30年度統計結果より、決定件数に取下げは含めていません（以下同じ）。

(2) 実施機関別決定件数

年 度		2	3	4
知事部局	件数	6,727	8,686	9,640
	割合	54.8%	76.6%	80.4%
教育委員会	件数	4,166	1,093	1,090
	割合	33.9%	9.6%	9.1%
選挙管理委員会	件数	21	36	326
	割合	0.2%	0.3%	2.7%
監査委員	件数	0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%
人事委員会	件数	2	23	7
	割合	0.0%	0.2%	0.1%
企業局	件数	656	206	404
	割合	5.3%	1.8%	3.4%
その他	件数	708	1,300	523
	割合	5.8%	11.5%	4.4%
合 計	件数	12,280	11,344	11,990
	割合	100%	100%	100%

(3) 請求の処理状況

年 度		合 計	開 示	部分開示	不開示	取下げ
2	件数	12,280	4,042	7,792	446	117
	割合	100%	32.9%	63.5%	3.6%	
3	件数	11,344	4,480	5,175	1,689	144
	割合	100%	39.5%	45.6%	14.9%	
4	件数	11,990	3,992	6,368	1,630	92
	割合	100%	33.3%	53.1%	13.6%	

(4) 決定件数の各県比較

年 度	元	2	3	4
千葉県	12,090	12,280	11,344	11,990
茨城県	7,149	10,732	11,593	25,155
栃木県	20,011	20,774	23,051	20,868
群馬県	7,771	9,038	8,280	7,148
埼玉県	6,918	4,597	4,459	7,698
東京都	10,056	8,479	8,879	7,482
神奈川県	7,571	12,382	17,155	19,442

※東京都は処分件数を1件として計上しています。

※栃木県は情報提供制度の数を加えて公表しており、開示請求のみだと3,670件です。

3 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての状況 (件)

年 度	30	元	2	3	4
知事部局	83	14	19	7	25
教育委員会	38	9	4	2	4
その他	10	6	11	4	5
合 計	131	29	34	13	34

(2) 不服申立ての処理状況 (件)

年 度	前年度 未処理	新 規 申 立 て	裁 決 等					年 度 末 未 処 理
			認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	
令和3年度	564	13	3	4	9	0	3	558
			19					
令和4年度	558	34	10	1	4	0	0	577
			15					

情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

第1号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

2022年12月26日

千葉県情報公開推進会議委員長 様



千葉県情報公開条例 27 条の 2 第 2 項の規定及び千葉県議会情報公開条例 28 条の 2 第 2 項の規定により、次の通り情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。

意見の内容	<p>千葉県情報公開推進会議は、今までどおり傍聴者に発言の機会を与えることを強く求める。</p> <p>千葉県情報公開推進会議は、令和4年第1回まで、毎回傍聴者に対し委員長が「傍聴の方、ご発言がありますか?」と言って傍聴者に発言の機会を与えてきた。</p> <p>ところが、2022年12月23日令和4年第2回推進会議は、傍聴者が発言の機会を求めているにもかかわらず、職員が「推進会議として傍聴者の発言を認めないことにしました」と言い、ZOOMの接続を切り、傍聴者に退席を求めた。</p> <p>千葉県情報公開条例第1条(目的)は、「県の保有する情報の一層の公開を促進し、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とする」と定めている。</p> <p>千葉県情報公開推進会議が発足以来ずっと傍聴者に発言の機会を与えてきたことは、この目的を実現するためであると推察される。</p>
-------	--



別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和5年2月23日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

郵便番号

住所

氏名

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>現状として、千葉県では、情報公開、個人情報開示の開示実施手数料(いわゆるコピー代)が納入通知書により支払えるのに対して、情報公開、個人情報開示の開示文書の郵送料が納入通知書により支払えないことにされている。そして、この点は、他の自治体では納入通知書により支払うことができるところがあるうえに、令和2年11月5日(木)に開催した令和2年度第1回千葉県情報公開推進会議において、写しの送付の料金も、納入通知書により支払えるようにすべきである、との意見が相次いだにもかかわらず、いまだに改善されていない。</p> <p>したがって、開示文書の郵送料が納入通知書により支払えるようにすべきである。</p>
-------	---

以上



別記
第1号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和6年1月17日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号
住所
氏名
〔法人そ
所在地
連絡先電話

担当者名
(法人その他の団体の場合に記載してください。)

- 千葉県情報公開条例第27条の2第2項
- 千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>私は、オンブズ活動の一環として、情報公開制度の運営の改善に関する意見書や情報公開事務に係る苦情の申出書を提出してまいった者です。意見書や苦情申出書については、適切な期間内に御審議のうえで改善や苦情の対応を行なうべきです。しかし、少なくとも、私が御提出した書面が未だに御審議いただけないまま相当長期にわたって放置されています。ここで、情報公開事務に係る苦情の申出書については、千葉県情報公開条例27条の2第4項において「推進会議は、前項の規定による苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。」と規定されているものの、情報公開制度の運営の改善に関する意見書については、特に「適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。」といった規定はされていません。そうであるからといって、推進会議の目的や千葉県情報公開条例27条の2第2項の趣旨に鑑みれば、ここまで長期間、放置されることは、苦情申出だけではなく、意見書についても認められるべきではありません。もちろん、一定期間内に対応を全て終えることを一律に課すことは、意見書にも様々なものがありその内容や分量の違いもあること、改善をするために必要なことをするために相応の期間を要する場合もあるなど、期間を設けることでかえって十分な改善をすることができなくなり得ることなどを考えると、適切ではありません。それでも、少なくとも、意見書の受付から一定期間内に審議を開始することを定めることは、上記のような懸念を生じ得ません。</p> <p>したがって、情報公開制度の運営の改善に関する意見書についても、適切な期間内に審議を開始することを明文で規定するように改善すべきです。</p> <p>このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、</p>
-------	---



1条、3条、5条、8条本文、26条、27条、27条の2各項、29条各項、30条の規定及び趣旨並びに同条例全体の精神に合致するものというべきです。
以上以下余白